

STOP! 転倒災害 福岡版

冬季も
継続!

STOP! 転倒災害 みんなでやろう安全点検!

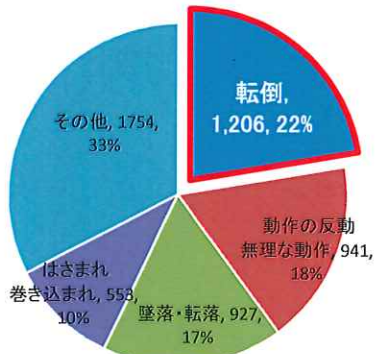


～ すべての年代に応じた、転倒災害防止のための環境づくりを目指して ～
知っておきたい転倒災害の特徴と事例について

特徴 1

最も多い
労働災害!

- ・労働災害全体の2割強を占めます。
- ・多くの業種で**最多**

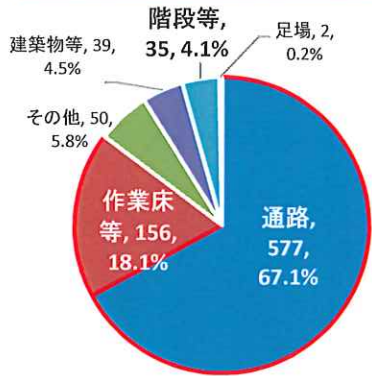


事故の型別労働災害発生状況(令和元年、福岡労働局)

特徴 2

発生場所は
意外にも…

- ・通路や作業床等で**日常的に発生**(段差での発生は数%)

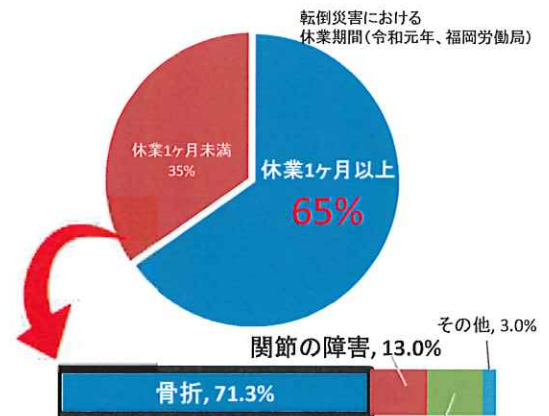


転倒災害発生場所(令和元年、福岡労働局)

特徴 3

ケガの程度は
あなどれない

- ・65%が**1月以上休業**
- ・関節障害や打撲では済まず**骨折**まで…

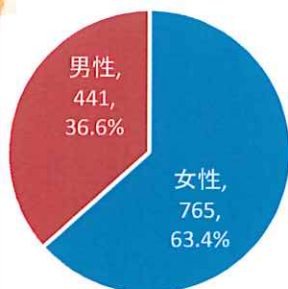


転倒災害における傷病部位(令和元年、福岡労働局)

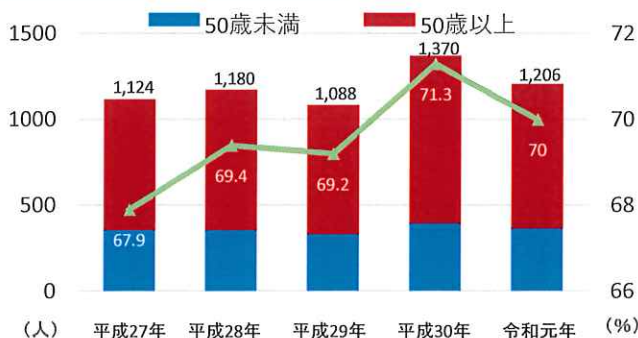
特徴 4

被災者の
多い属性は

- ・7割強は**50歳以上**
- ・働く**女性**もご注意を



転倒災害における性別被災者数(令和元年、福岡労働局)



転倒災害における年齢別被災者数(平成27年～令和元年、福岡労働局)

転倒災害事例

- 職場の駐車場の車止めにつまづき頭部を打撲した(小売業、30代女性、2ヶ月休業)
- 休憩から試験室に戻る際に、階段を下りていたところ、**段差を踏み外し**足首を骨折した(製造業、50代男性、6ヶ月休業)
- 配達後、公園のトイレに駆け込んだところ、**凍結していた**側溝の蓋で滑りわき腹を強打(新聞販売業、70代男性、14日休業)

冬季は**積雪**や**凍結**による転倒災害に注意が必要



転倒災害【主な原因】



転倒災害の主な原因は、「**滑り**」「**つまずき**」「**踏み外し**」です。

転倒災害【防止対策】



毎月1～7日は安全点検週間！

1. 冬季は積雪や凍結で転倒災害が多発する可能性があります。毎月1～7日や、天候の変化、作業の変更等の都度次の項目をチェックしましょう。



セーフティチェック項目		✓
1	作業通路の段差や凹凸、突起物等はありませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるような十分な明るさ（照度）、手すりや滑り止めはありますか	<input type="checkbox"/>
4	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで危険を「見える化」していますか	<input type="checkbox"/>
5	作業内容に適した作業靴（耐滑性、サイズ等）やプロテクター等を選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ビデオ教材等を活用して、転倒災害防止について繰り返し教育していますか	<input type="checkbox"/>
7	高齢者や女性など、被災者が多い労働者に重点的に対策をとっていますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	冬場の対策（凍結防止対策、作業方法の見直し、除雪等）を実施していますか	<input type="checkbox"/>

2. 転倒の原因を低減するため取組を積極的に行いましょう！

リスク低減のポイント！ 転倒の主な原因は、**滑り**(Slide)、**躓き**(Stumbling)、**踏み外し**(Stepping out)の**3S**

各事業場におかれましては、以下の3つの積極的な取組みが求められます。

<p>①見える化</p> <p>転倒災害リスクが高いところに注意を促す表示を行いましょう。</p>	<p>②安全教育・ストレッチ体操の実施</p> <p>転倒予防の教育・転倒防止体操等を実施しましょう。</p>	<p>③安全衛生管理体制の整備</p> <p>安全衛生推進者等を選任し、転倒災害防止に取り組みましょう。 (労働安全衛生法第12条の2、安全推進者の配置ガイドライン)</p>
---------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

3. 高齢労働者対策について、厚生労働省では、「**エイジフレンドリーガイドライン**」を策定(令和2年3月)しました。事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。是非ご活用ください。



4. 活用できる**動画教材**を紹介します。ぜひお役立てください！

職場のあんぜんサイト
転倒災害視聴覚教材



健脚ぐるぐる体操

